平成２５年（フ）第１３６３７号
東京都大田区大森東１丁目35―４―209
債務者　渡邉　浩三
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６３９号
東京都足立区鹿浜７丁目25―15　第15まさひろ商事ビル305
債務者　渡辺　京子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６４０号
千葉県柏市高柳1614―73―106
債務者　酒井　雄二
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６４２号
東京都杉並区西荻南２丁目11―22―102
債務者　福田百合子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９８８号
神奈川県藤沢市下土棚1043番地の６　シャトレー湘南304号室
債務者　中山　幸雄
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６５号
東京都狛江市駒井町２丁目３番７号
債務者　塚田アサエ
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６３２号
静岡県榛原郡吉田町神戸4034番地の２
債務者　細川　由美
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４７号
広島県府中市広谷町1280番地１
債務者　木村　親夫
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２５０号
広島県福山市大門町大門甲271番地
債務者　弓井奈美子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第３９号
大分県速見郡日出町2597番地１　サンハイツ日将206
債務者　宮野亜八子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月26日午前11時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第１３５８５号
千葉県東金市田間127―２―203
債務者　浦部　良則
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６１２号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目13―28―203
債務者　藤崎　健太
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１５７号
横浜市鶴見区馬場２丁目19番14号　浜祥コーポＣ202
債務者　小川　晴美（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２４号
静岡市葵区古庄１丁目３番23―105号、旧住所静岡市葵区双葉町３番３号　木内方
債務者　朝原　恭章
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３６０６号
東京都板橋区徳丸４丁目18―11
債務者　安井　鉄司
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部